

試算結果の詳細

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢 (生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金 給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年金 給付額 ②	倍率 ②/①
	万円	万円		万円	万円	万円	万円	
70歳 (1940年生) [2005年度時点で換算]	900 (900)	5,500 (5,600)	6.5	4,300 (4,400)	5.1	300 (300)	1,300 (1,400)	4.5
65歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳 (1950年生) [2015年度時点で換算]	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳 (1960年生) [2025年度時点で換算]	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳 (1970年生) [2035年度時点で換算]	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳 (1980年生) [2045年度時点で換算]	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳 (1990年生) [2055年度時点で換算]	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳 (2000年生) [2065年度時点で換算]	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳 (2010年生) [2075年度時点で換算]	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。 () 内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

計算の前提

(1) 加入歴

①厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別報酬月額は平成21年財政検証での標準報酬指数より算出。平均標準報酬月額42.9万円)妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。

②国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

(2) 受給期間

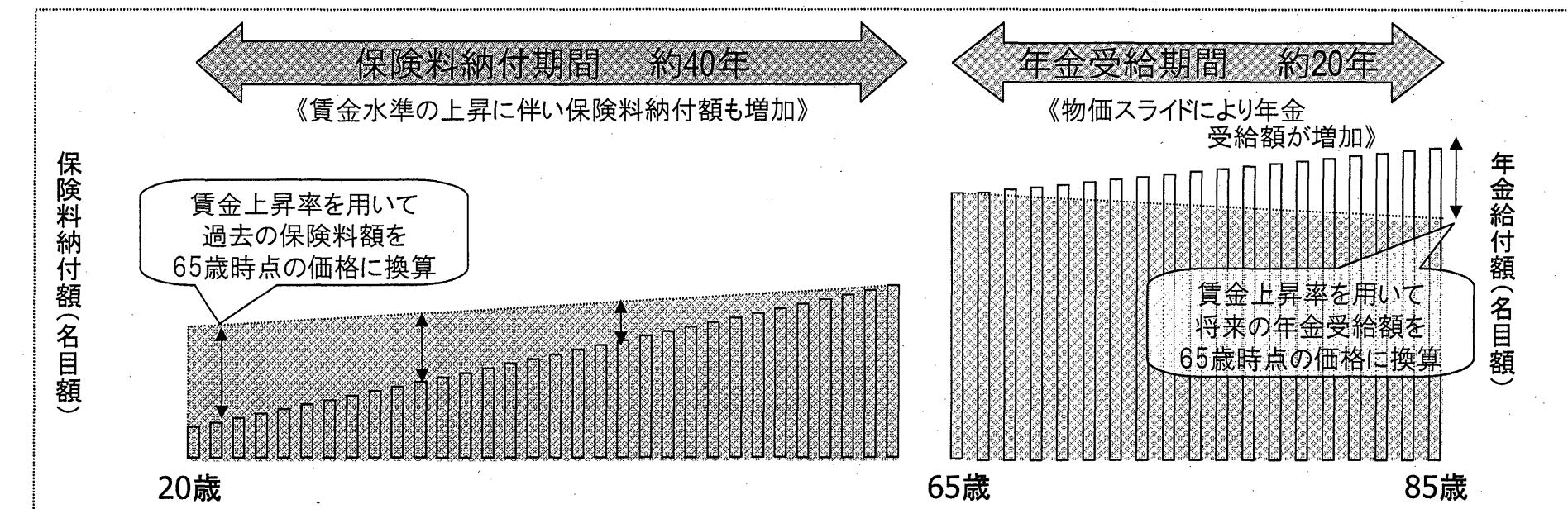
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成18年12月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

(3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

- 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
- 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
- マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金が下がる場合を除き、下がらることはない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)
現役男子の平均賃金(手取り)	万円 35.8 (35.8)	万円 39.6 (37.9)	万円 44.8 (39.7)	万円 50.6 (42.7)	万円 57.3 (46.0)	万円 64.8 (49.5)	万円 73.4 (53.3)	万円 83.0 (57.3)	万円 93.9 (61.7)	万円 106.2 (66.5)	万円 120.2 (71.5)
1944年度生 (65歳) [平成21(2009)年度65歳到達]	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1%> (70歳)	23.2 (20.5) <51.7%> (75歳)	23.7 (20.0) <46.9%> (80歳)	24.8 (19.9) <43.2%> (85歳)						
1949年度生 (60歳) [平成26(2014)年度65歳到達]		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5%> (70歳)	25.0 (21.1) <49.3%> (75歳)	25.6 (20.5) <44.6%> (80歳)	26.9 (20.5) <41.5%> (85歳)					
1954年度生 (55歳) [平成31(2019)年度65歳到達]			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6%> (70歳)	26.7 (21.4) <46.6%> (75歳)	27.3 (20.8) <42.1%> (80歳)	29.4 (21.4) <40.1%> (85歳)				
1959年度生 (50歳) [平成36(2024)年度65歳到達]				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2%> (70歳)	29.4 (22.4) <45.3%> (75歳)	30.3 (22.0) <41.3%> (80歳)	33.3 (23.0) <40.1%> (85歳)			
1964年度生 (45歳) [平成41(2029)年度65歳到達]					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8%> (70歳)	32.6 (23.7) <44.4%> (75歳)	34.2 (23.7) <41.3%> (80歳)	37.6 (24.8) <40.1%> (85歳)		
1969年度生 (40歳) [平成46(2034)年度65歳到達]						33.6 (25.7) 51.9% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3%> (70歳)	36.4 (25.2) <43.9%> (75歳)	38.3 (26.6) <40.8%> (80歳)	42.6 (26.6) <40.1%> (85歳)	
1974年度生 (35歳) [平成51(2039)年度65歳到達]							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6%> (70歳)	40.6 (26.7) <43.3%> (75歳)	42.7 (26.7) <40.2%> (80歳)	48.2 (28.7) <40.1%> (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注6) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し
—平成21年財政検証、基本ケース—

生年(平成21(2009)年における年齢)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)	平成66年 (2054)	平成71年 (2059)
1944年生 (65歳) [平成21(2009)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.8 (6.0) (75歳)	6.9 (5.8) (80歳)	7.0 (5.6) (85歳)						
1949年生 (60歳) [平成26(2014)年65歳到達]		7.0 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.8) (80歳)	7.4 (5.6) (85歳)					
1954年生 (55歳) [平成31(2019)年65歳到達]			7.5 (6.7) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.6 (6.1) (75歳)	7.6 (5.8) (80歳)	7.8 (5.7) (85歳)				
1959年生 (50歳) [平成36(2024)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.5) (70歳)	8.2 (6.2) (75歳)	8.3 (6.0) (80歳)	8.9 (6.1) (85歳)			
1964年生 (45歳) [平成41(2029)年65歳到達]					8.8 (7.0) (65歳)	8.8 (6.7) (70歳)	8.9 (6.5) (75歳)	9.3 (6.5) (80歳)	10.0 (6.6) (85歳)		
1969年生 (40歳) [平成46(2034)年65歳到達]						9.2 (7.1) (65歳)	9.4 (6.8) (70歳)	9.8 (6.8) (75歳)	10.3 (6.8) (80歳)	11.4 (7.1) (85歳)	
1974年生 (35歳) [平成51(2039)年65歳到達]							9.8 (7.1) (65歳)	10.3 (7.1) (70歳)	10.8 (7.1) (75歳)	11.4 (7.1) (80歳)	12.9 (7.7) (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。